

泉佐野市告示 第 320号

下記の者にかかる通知書を高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達します。なお、これらの書類は本職が保管しており、受領権限を有する者にはいつでも交付します。

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、これらの書類が送達されたものとみなします。

令和 8 年 9 月 1 日

泉佐野市長 千代松 大耕



記

- | | | |
|----|---------|--|
| 1、 | 送達すべき書類 | 後期高齢者医療保険料 督促状
(令和 8 年度 第 1 期 通知書番号 154644) |
| | 受取人氏名 | 山下 高行 |
| 2、 | 送達すべき書類 | 後期高齢者医療保険料 督促状
(令和 8 年度 第 1 期 通知書番号 59897) |
| | 受取人氏名 | 浅野 泰夫 |